

医療費のお知らせを送付いたします

「医療費のお知らせ」は、被保険者および被扶養者のみなさまにご自身の治療等にかかった医療費をご確認いただき、健康保険事業の健全な運営を図ることを目的としています。

- 送付時期…………… 令和6年1月下旬
- 通知する診療期間…… 令和5年1月～10月診療分
- 送付先…………… 各事業所（任意継続被保険者はご自宅）

ご注意

- ◎「医療費のお知らせ」を所得税の医療費控除に使用する場合、「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分（令和5年11月・12月診療分、および医療機関からの請求遅れ）は、医療機関発行の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」にご記入ください。
- ◎「医療費のお知らせ」の再発行はできません。大切に保管をお願いいたします。

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？



新薬と有効成分や効能が同じなのに、新薬よりも価格が安いジェネリック医薬品。いつものお薬をジェネリック医薬品にすれば、みなさんが負担するお薬代も節約できます。

ジェネリック医薬品が安い理由は、新薬より開発コストがかからないから

新薬は、発売されるまでの研究開発に多くの時間や費用がかかるので、新薬を開発した製薬会社には、特許の出願により、約20～25年の特許期間が与えられます。一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了後に新薬と同じ有効成分で製造・販売されるお薬です。新薬より開発費用が少なくすむため、価格を抑えられます。

● 開発にかかる期間と費用

	開発期間	開発費用
新薬	9～17年	数百億円以上
ジェネリック	3～5年	約1億円

ジェネリック医薬品を使ってみようと思ったら…

① かかりつけの医師・薬剤師に相談してみましょう

国がジェネリック医薬品の利用を促進していることもあり、ジェネリック医薬品の活用に積極的に取り組む医療機関が増えていきます。

② 処方せんをチェックしましょう

処方せんの「変更不可」の欄に「✓」や「×」がないか確認し、何も記入されていない場合は、ジェネリック医薬品に変更できます。

注意 すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療上の方針で、ジェネリック医薬品に変えられない場合もあります。